労働安全衛生法第70条の２第１項の規定に基づく健康保持増進のための指針に関する公示に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和８年２月10日
厚　生　労　働　省

今般公示された、労働安全衛生法第70条の２第１項の規定に基づく健康保持増進のための指針に関する公示（令和８年２月10日健康保持増進のための指針公示第12号）は、労働安全衛生法第70条の２第１項の規定に基づき公表する、事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年９月１日健康保持増進のための指針公示第１号）について、高年齢者の労働災害防止のための指針（令和８年２月10日高年齢者の労働災害防止のための指針公示第１号）を定めることに伴い所要の改正を行うものであり、行政手続法（平成５年法律第88号）第39条第４項第８号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※　行政手続法（平成５年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七　（略）

八　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

担当：厚生労働省　労働基準局安全衛生部労働衛生課